

通所介護重要事項説明書

<令和6年 4月1日現在>

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-77-2231 (午前8時30分～午後5時30分まで)
担当 江森 嘉乃
※ご不明な点は、おたずねください。

2. クローバー荘通所介護事業の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	クローバー荘
所在地	群馬県館林市田谷町1187-1
介護保険指定番号	通所介護 群馬県 1070700016
サービスを提供する地域	館林市・板倉町・明和町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

管理者 1名
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 3名以上
機能訓練指導員 1名以上

(3) 同センターの設備の概要

定員	30名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 164m ²	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽		
介護職員室	1室	送迎車	5台

(4) 営業時間

月～土曜日	午前8時30分～午後5時30分まで
-------	-------------------

休業日 日曜日及び1月1日から1月3日まで

3. サービス内容

- ①送迎
- ②食事
- ③入浴
- ④生活相談
- ⑤日常生活の機能訓練・レクリエーション等

4. 料金

① 通所介護利用料（1日当たりの利用料）

要介護度・所要時間	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	370円	388円	570円	584円	658円	669円
要介護2	423円	444円	673円	689円	777円	791円
要介護3	479円	502円	777円	796円	900円	915円
要介護4	533円	560円	880円	901円	1,023円	1,041円
要介護5	588円	617円	984円	1,008円	1,148円	1,168円

※自己負担額2割に該当した場合は、自己負担1割の料金表示額の2倍の額、3割の場合は表示料金の3倍の負担になります。

② サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 利用1日あたり 220円
ただし、介護保険適用時の自己負担額は 22円

③ 入浴費 介助浴1回あたり 400円
ただし、介護保険適用時の自己負担額は 40円

④ 送迎を実施しない場合 片道あたり -47単位（円）

⑤ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）①～④までに算定した単位数の9.0%

昼食代 1食あたり 600円 介護保険適用外、自己負担となります。

*その他、おむつ代、にかかる費用等は自己負担となります。

(3) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、翌月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。
お支払方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当法人職員がお伺いいたします。
通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ②当法人の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします
・お客様が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
・お客様がお亡くなりになった場合
- ④その他
・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違

反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、20日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設は、老人福祉の理念に基づき、居宅において常時介護を受けることが困難な者を収容し、介護をすることを目的としております。

当施設は利用者の福祉増進を図るため、常に機能の充実と福祉サービスの向上に努めるため、次の目標実現に努力する。

1. 人格を尊重し、健全で安らかな生活が送れるよう目指す。
2. 家庭的雰囲気を作り、楽しい日常生活ができるよう目指す。
3. 心身の機能に目を向け、介護機能を生かし自立を目指す。
4. 地域及び保健医との連携を深め、地域福祉の拠点化を目指す。
5. 愛情、協力、自立を目標に入所者、職員が一体となるよう目指す。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
時間延長の可否	×	
従業員への研修の実施	○	年数回、施設内の研修を開催参加
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡
- ・体調確認
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更
- ・食事のキャンセル
- ・時間変更
- ・設備、器具の利用

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応
管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。入所者は非常災害対策に可能な限り協力しなければならない。
- ・防災設備
自動火災報知設備・誘導灯・消火器・非常放送設備・非常通報設備・スプリンクラー設備・非常用屋外サイレン設置
- ・防災訓練 年2回実施。

9. サービス内容に関する苦情

当センターのサービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

①当センターご利用者相談・苦情担当

☆サービス相談窓口☆

電話番号 0276-77-2231 担当者 生活相談員 江森 嘉乃
(受付時間 月～土曜日 8:30～17:30)

②その他

当施設以外に、国保連、県市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

群馬県国民健康保険団体連合会	027-290-1363
群馬県 介護高齢課	027-226-2561
館林市役所 介護高齢課	0276-72-4111
板倉町役場 健康福祉課	0276-82-1111
明和町役場 住民福祉課	0276-84-3111
邑楽町役場 福祉課	0276-47-5022

10. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 ポプラ会
代表者役職・氏名	理事長 堀越 裕一
本部所在地・電話番号	群馬県館林市田谷町1187-1 0276-77-2230

定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
 - 特別養護老人ホームの経営
 - 軽費老人ホームケアハウスの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - ア 老人デイサービス事業の経営
 - イ 老人短期入所事業の経営

- ウ 老人介護支援センターの経営
- エ 老人居宅介護事業の経営
- オ 認知症対応型共同生活援助事業の経営
- カ 小規模多機能型居宅介護事業の経営

- (3) 公益を目的とする事業
- ア 居宅介護支援の事業
 - イ 訪問入浴介護の事業

・その他

.....契約をする場合は以下のことを確認すること.....

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 群馬県館林市田谷町 1 1 8 7 - 1

名称 クローバー荘 印

説明者 所属 デイサービスセンター

氏名 江森 嘉乃 印

①私は、契約書および本書面により、事業所から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

②サービス担当者会議にかかる各サービス支援事業所等に情報を提供することに同意します。

上記①～②全てについて同意します。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

続柄